

境川は特定都市河川です

雨水浸透阻害行為には手続きが必要な場合があります



二級河川境川は、管理者である神奈川県と東京都により、平成26年2月14日に特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されました。

特定都市河川とは、河川等の整備による浸水被害対策の実施が困難な、市街化が著しい都市部を流れる河川について指定するもので、この河川の流域において河川管理者・下水道管理者・流域自治体が総合的な浸水被害対策を推進します。

特定都市河川の流域における1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為には許可が必要となります

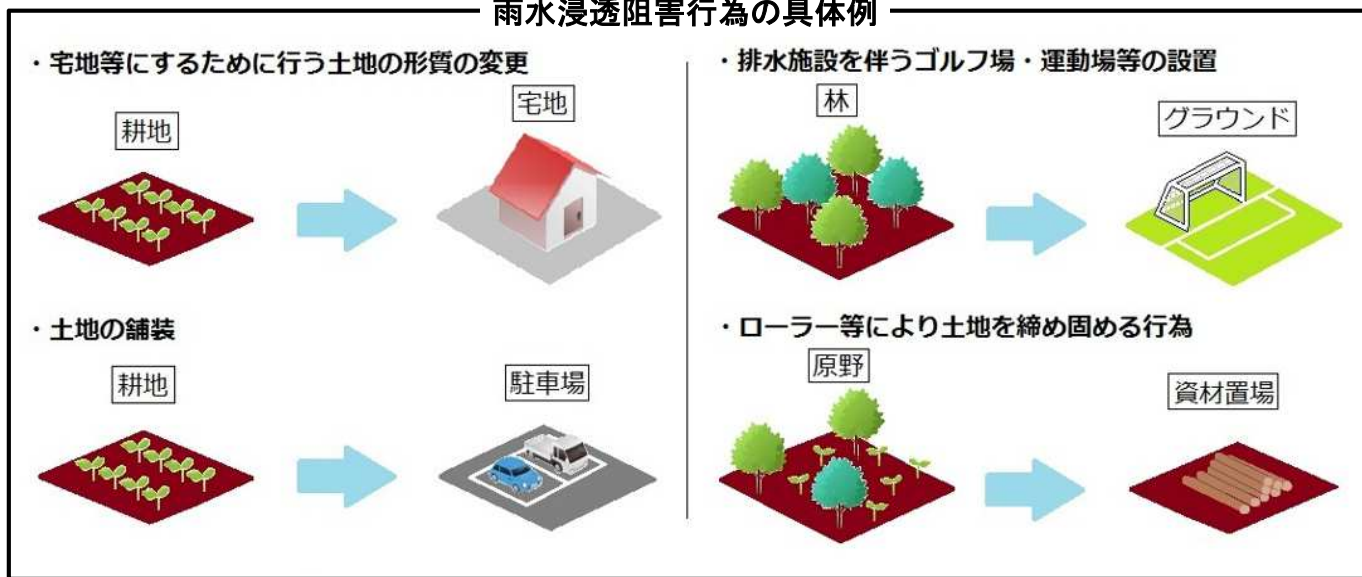
※事業期間が5年程度となる一連の事業区域を申請単位とします。

雨水浸透阻害行為とは

土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為をいい、以下のいずれかに該当するものです。

- ①土地の形質を宅地等以外から宅地等へ変更する行為
※宅地等：宅地・池沼・水路・ため池・道路・鉄道線路、飛行場
- ②舗装していない土地を舗装する行為
- ③排水施設を伴うゴルフ場・運動場等の新設・増設
- ④締め固めていない土地をローラー等により締め固める行為

雨水浸透阻害行為の具体例



許可にあたっては、調整池や貯留槽、透水性舗装などの雨水貯留浸透施設を設置していただくことが必要です

雨水浸透阻害行為によって土地から流出する雨水の量が増加すると、浸水被害発生の危険性が高まります。そのため、調整池などへ一時的に雨水を貯留し時間をかけて排出したり、透水性舗装などにより雨水を地面へ浸透させることが必要となります。

雨水浸透阻害行為により土地から流出する雨水の総量は増加しますが、上記の措置をとることで時間当たりの雨水の最大流出量を抑制し、雨水浸透阻害行為以前と同程度の水準に保ちます。

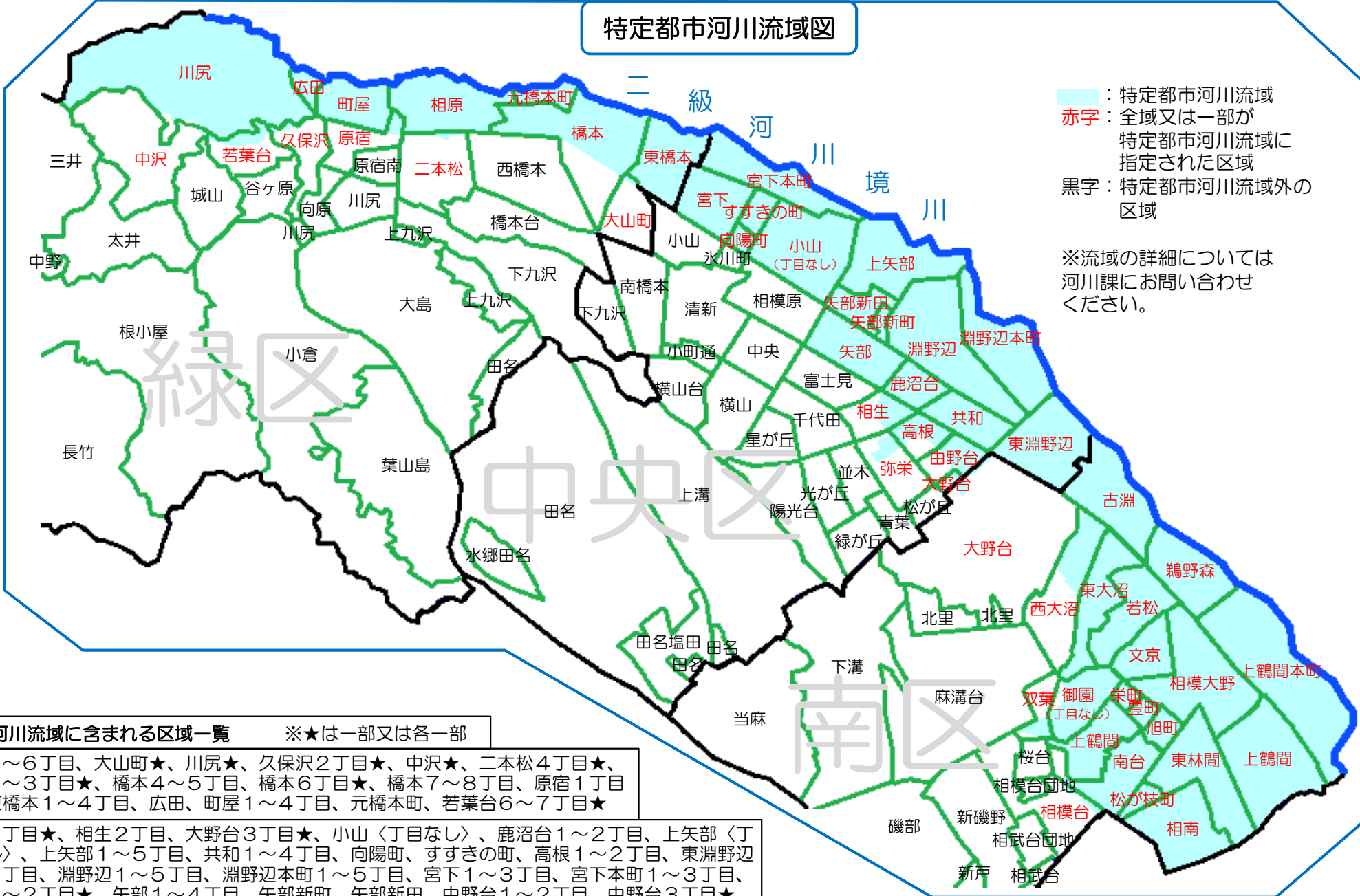
1,000㎡未満の雨水浸透阻害行為を行う際にも、雨水対策にご協力ください。

市ホームページでも特定都市河川についてお知らせしています。
市ホームページから、市政情報⇒河川と進んでいただくか、下記のアドレスを直接入力してください。
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/1004604/index.html>

詳細については河川課にお問い合わせください。

住所：〒252-5277
中央区中央2-11-15
市役所第1別館3階
電話：042-769-8273（直通）

特定都市河川流域図



特定都市河川流域に含まれる区域一覧 ※★は一部又は各一部

緑区	相原1～6丁目、大山町★、川尻★、久保沢2丁目★、中沢★、二本松4丁目★、橋本2～3丁目★、橋本4～5丁目、橋本6丁目★、橋本7～8丁目、原宿1丁目★、東橋本1～4丁目、広田、町屋1～4丁目、元橋本町、若葉台6～7丁目★
中央区	相生1丁目★、相生2丁目、大野台3丁目★、小山〈丁目なし〉、鹿沼台1～2丁目、上矢部〈丁目なし〉、上矢部1～5丁目、共和1～4丁目、向陽町、すすきの町、高根1～2丁目、東淵野辺1～5丁目、淵野辺1～5丁目、淵野辺本町1～5丁目、宮下1～3丁目、宮下本町1～3丁目、弥栄1～2丁目★、矢部1～4丁目、矢部新町、矢部新田、由野台1～2丁目、由野台3丁目★
南区	旭町、鵜野森1～3丁目、大野台1丁目★、大野台3丁目★、上鶴間〈丁目なし〉、上鶴間1～8丁目、上鶴間本町1～9丁目、古淵1～6丁目、栄町、相模大野1～9丁目、相模台1～2丁目★、相南1～4丁目、西大沼1～3丁目★、東大沼1～4丁目、東林間1～8丁目、双葉2丁目★、文京1～2丁目、松が枝町、御園1～3丁目、御園4丁目★、御園5丁目、南台1～5丁目、南台6丁目★、豊町、若松1～6丁目